

3 民間給与等関係資料

平成 25 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、本県職員の給与等を検討するため、平成 25 年 4 月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

愛媛県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

平成 25 年 4 月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 547 事業所

(2) 調査対象職種

78 職種（事務・技術関係職種 22 職種、その他の職種 56 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記 3 の (1) に該当した事業所を、統計上の理論に従って、組織、規模、産業によって 14 層に層化し、これらの層から 146 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 12 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 194 人（行政職に相当する調査実人員 135 人）、初任給関係以外の調査職種 4,673 人（行政職に相当する調査実人員 3,622 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 30,527 人であり、行政職に相当するものは 19,834 人である。）

5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 用語の定義

- (1) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、単身赴任手当、精勤手当、食事手当、職務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、年次有給休暇手当等月ごとに支給される全ての給与をいう。
- (2) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、裁量手当、休日手当等きまって支給する給与に含まれる全ての時間外手当をいう。
- (3) 「通勤手当」には、通勤定期券、ガソリンなどの現物支給されたものを含む。

7 利用上の注意

- (1) 各表中「一」とあるのは、該当人員のないことを示す。
- (2) 各表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

第12表 産業別・規模別調査事業所数

(平成25年職種別民間給与実態調査)

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
全 産 業	113 事業所	47 事業所	44 事業所	22 事業所
農 業、林 業、漁 業	0	0	0	0
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業、建 設 業	11	6	4	1
製 造 業	42	16	16	10
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	30	14	8	8
卸 売 業、小 売 業	4	3	0	1
金 融 業、保 険 業、不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	4	3	1	0
教 育、学 習 支 援 業、 医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業	22	5	15	2

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5、調査不能の事業所が28あった。

第13表 調査事業所の本・支店別構成

(平成25年職種別民間給与実態調査)

企業規模	区分		
	本 店	支 店	計
規 模 計	64 事業所	49 事業所	113 事業所
5 0 0 人 以 上	11	36	47
100人以上500人未満	32	12	44
1 0 0 人 未 満	21	1	22

(注) 「本店」とは支店・工場等を有する本店又は他に支店・工場等がなく企業が単一の事業所からなっているものを、「支店」とは支店・工場等をいう。

第14表 民間における職種別・学歴別・規模別初任給

(平成25年職種別民間給与実態調査)

職種	学歴	規模計	企業規模			
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
		円	円	円	円	
事務 ・ 技術 関係 職種	新卒事務員	大学院修士 課程修了	—	—	—	—
		大学卒	175,866	182,755	168,868	※ 173,667
		短大卒	146,754	※ 154,771	※ 143,865	—
		高校卒	146,890	145,634	※ 148,304	※ 150,000
	新卒技術者	大学院修士 課程修了	207,081	210,430	※ 199,250	—
		大学卒	196,251	198,811	※ 189,427	—
		短大卒	—	—	—	—
		高校卒	155,393	155,113	※ 158,200	—
	新卒事務員・技術者計	大学院修士 課程修了	207,081	210,430	※ 199,250	—
		大学卒	178,123	185,294	170,298	※ 173,667
		短大卒	146,754	154,771	143,865	—
		高校卒	151,447	151,647	※ 151,031	※ 150,000
その他	新卒船員	海上技術学校卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
		短大卒	—	—	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	197,811	199,894	186,473	—	
準新卒准看護師	養成所卒	※ 163,000	※ 163,000	—	—	

- (注) 1 金額は、きまって支給される給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成24年度中に資格免許を取得し、平成25年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成22年3月大学卒業後、平成22年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成25年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 表中「—」とあるのは、該当人員のないことを示す。
- 4 表中「※」とあるのは、調査実人員が5人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	採用あり %	初任給の改定状況			採用なし %
			増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	計	27.9	(4.9)	(95.1)	(0.0)	72.1
	500人以上	36.0	(0.0)	(100.0)	(0.0)	64.0
	100人以上500人未満	33.7	(0.0)	(100.0)	(0.0)	66.3
	100人未満	9.9	(50.0)	(50.0)	(0.0)	90.1
高校卒	計	11.8	(11.5)	(88.5)	(0.0)	88.2
	500人以上	17.5	(0.0)	(100.0)	(0.0)	82.5
	100人以上500人未満	12.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	87.7
	100人未満	5.0	(100.0)	(0.0)	(0.0)	95.0

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。